

ジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合生ワクチン

平成２０年６月６日（告示第９１４号） 一部改正

動生剤基準のジステンパー・犬アデノウイルス（２型）感染症・犬パラインフルエンザ・犬パルボウイルス感染症・犬コロナウイルス感染症混合生ワクチンの 3.3.4、3.3.6（迷入ウイルス否定試験法 2.8.2 を除く。）、3.3.7 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。